様似町訓令第 8 号

庁 中 一 般

様似町債券運用規程を次のように定める。

令和 8 年 8 月31日

様似町長 荒 木 輝 明

様似町債券運用規程

（目的）

第１条　この規程は、様似町における資金運用にあたり債券の購入及び取扱いについての基準を定め、もって公金の適正な管理運用を図ることを目的とする。

（運用対象資金及び範囲）

第２条　この規程の対象となる資金は、財政調整基金、減債基金を含む全ての基金とし、基金のうち、当分の間使用する予定のない資金で、定期預金で運用するものを除いた分について債券での運用を行うものとする。

（運用の優先順位）

第３条　運用する債券の選択に関わる判断の優先順位は、次の順序によるものとする。

(1)　安全性（元本償還の確実性）

(2)　流動性（確実な現金化及び適切な運用期間の設定）

(3)　利回り（利益の追求）

（運用の対象）

第４条　運用の対象となる債券は、元本償還が確実な債券で、次の各号のいずれかに該当する債券とする。

(1)　国債

(2)　地方債

(3)　政府保証債

(4)　地方公共団体金融機構債

（運用リスクへの対応）

第５条　町長は、金利変動リスク及び流動リスクの回避並びに運用リスクを最小限に抑えるため、次の各号に留意して運用するものとする。

(1)　購入する債券は、新発債、既発債を問わず、残存期間が１０年以内の債券とする。ただし、町長の承認を得た場合は、この限りでない。

(2)　債券は、原則として満期償還期限まで保有する。ただし、やむを得ない場合には、途中で売却できるものとする。

(3)　債券の購入価格は、原則として額面と同額以下の債券を購入するものとする。ただし、満期まで保有した場合の最終的な受取利子と額面の総額が、取得価格を上回る場合には、額面を超える取得価格での購入も可能とする。

(4)　債券の購入にあたっては、可能な限り購入時期を分散するものとする。

（債券購入先の選定）

第６条　債券の購入先は、取引の意思があり、金融庁に登録された信用格付業者（Ｒ＆Ｉ（格付投資情報センター）・ＪＣＲ（日本格付研究所））による格付け情報において信用度がＡ評価以上であり、かつ、自治体を取り扱うことの体制が整い、道内自治体との取引実績がある証券会社とする。

（債券の購入方法）

第７条　債券の購入は、各基金の債券運用できる金額の範囲内で、債券額面及び購入価格、償還期間、利回り等を総合的に勘案し、前条の購入先が提示する債券の中から購入する。

（償還差損益等の処理）

第８条　債券の償還差損益等の処理は次のとおりとする。

(1)　経過利息

債券取得時における経過利息は、その債券の受取利息が経過利息に相当する金額に達するまでは、受取利息を基金に属する会計において収入処理せず直接基金に充当する。なお、経過利息を超えた受取利息は、当該年度の運用益として基金の属する会計において処理する。

(2)　償還差益（アンダーパー）

満期償還日の属する年度に基金の属する会計において収入処理する。

(3)　償還差損（オーバーパー）

債券購入時に算定される差損を償還期間までの各年度に均等に分割して、毎年度の受取利息から当該差損の相当する金額は収入処理せず直接基金に充当し、残利息は毎年度の運用益として基金の属する会計で収入処理する。

(4)　売却益

債券売却日の属する年度において、基金の属する会計において収入処理し、経過利息が生じた場合も同様の処理とする。

(5)　売却損

売却日の属する年度において、当該売却損に相当する金額を運用益から直接基金に充当し償却する。

（債券の記録保管）

第９条　債券の購入時及び満期時又は期中売買時には、遅滞なく債券ごとに次の事項のうち確定したものを記録し、別記様式第１号により保管するものとする。

(1)　基金の名称
(2)　購入債券の名称
(3)　購入日
(4)　購入額面価格及び購入価格
(5)　運用期間、償還日
(6)　利率
(7)　経過利子額
(8)　満期償還価格
(9)　受取利息額
(10)　利回り
(11)　期中売却の場合、その理由
(12)　期中売却日
(13)　期中売却価格

（委任）

第１０条　この規程に定めるもののほか、債券の運用に必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この訓令は、令和８年８月３１日から施行する。

別記様式第１号（第９条関係）

債券の記録保管

（１）　基金の名称	
（２）　購入債券の名称	
（３）　購入日	
（４）　購入額面価格及び購入価格	
（５）　運用期間、償還日	
（６）　利率	
（７）　経過利子額	
（８）　満期償還価格	
（９）　受取利息額	
（１０）　利回り	
（１１）　期中売却の場合、その理由	
（１２）　期中売却日	
（１３）　期中売却価格	
（１４）　その他	